

別紙4 充電利用料相当額及び TOYOTA Wallet 決済手数料に関する精算規定

本規定は、設置者と TFSC との間の、充電決済サービス仕様書(EVC 2 シリーズ)(以下「本仕様書」という。)に基づき発生する、充電利用料相当額及び TOYOTA Wallet 決済手数料の精算に関して適用されるものです。

第1条(充電利用料相当額の確認)

1. 設置者は、利用者が充電サービスを利用したことにより発生した充電利用料相当額の金額及び充電サービスの利用状況(以下総称して「利用状況」という)を、次条に基づく充電利用料相当額の支払い前に、TFSC が利用状況を記載した加盟店手数料計算書で確認するものとします。
2. 設置者は、加盟店手数料計算書を送付した日から2週間以内に内容に相違がないかを確認します。利用状況につき、当該2週間以内に設置者から異議の申立てのない場合は、設置者はこれを承諾したものとみなします。
3. 加盟店手数料計算書に記載された精算額が、充電利用相当額(税込)に該当するものとします。

第2条(充電利用料相当額の支払い)

1. 前条に基づき充電利用料相当額の確認が完了した場合、TFSC の設置者に対する充電利用料相当額の支払いは、TFSC が別途取り決める締切日、支払日及びその他支払条件に基づき、それぞれの充電利用料相当額の総額より TOYOTA Wallet 決済手数料を差し引いた金額を、設置者の指定金融機関口座へ振り込むことにより支払うものとします。
2. 充電利用料相当額が、本仕様書、EV Power Stand 設置者利用規約又は本規定に違反したことにより発生したものである場合には、TFSC は、当該充電利用料相当額の支払いを拒絶できるものとします。
3. 充電利用料相当額の金額等に疑義があるとサービス提供者が判断する場合、設置者は、正当性を証明できる資料を提出する等、サービス提供者の調査に協力します。また、調査が完了するまで、TFSC は設置者に対する充電利用料相当額の支払を保留できます。なお、この場合には、TFSC は設置者に対して遅延損害金を支払う義務は負わないものとします。
4. TFSC が設置者に支払った充電利用料相当額の金額等に関し、設置者は当該支払受領後に TFSC に対して、異議を唱えないものとします。

第3条(取消処理)

1. 利用者から充電サービス利用に関し取消等の申出があり、これが受け入れられた場合、TFSC は、当該充電サービス利用に関する設置者への充電利用料相当額の支払債務を負いません。
2. 前項の申出が受け入れられた場合で、TFSC から設置者に充電利用料相当額が支払済のとき、設置者は、TFSC の選択により、TFSC の請求があり次第直ちに返還するか、第2条に基づき設置者に対して次回以降に支払う充電利用料相当額総額から支払済の充電利用料相当額を差し引くことにより返還します。

第4条(充電利用料相当額の返還)

次のいずれかの事由に該当する場合、TFSC は、充電利用料相当額の支払を拒絶でき、TFSC が充電利用料相当額を支払済の場合には、設置者は、TFSC の選択により、TFSC の請求があり次第直ちに返還するか、第2条に基づき設置者に対して次回以降に支払う充電利用料相当額総額から当該充電利用料相当額を差し引くことにより返還します。

- ①充電利用料相当額が正当なものではないとき
- ②設置者が、サービス提供者の調査に協力しないとき
- ③設置者(役員、従業員及びその関係者を含む)が充電サービスを利用した場合であって、サービス提供者が不適切と認めたとき
- ④設置者が本仕様書、EV Power Stand 設置者利用規約、コールセンターサービス利用規約又は本規定に違反しているとき

第5条(業務の委託)

1. 設置者は、本規定に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとします。
2. 前項にかかわらず、TFSC が事前に承諾した場合には、設置者は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
3. 設置者は本規定に定める全ての義務及び責任を業務委託した第三者(以下、「業務代行者」という。)に課すものとします。
4. 第2項により TFSC が業務委託を承諾した場合においても、設置者は本規定に定める全ての責任について免れないものとします。
5. 業務代行者が委託業務に関連して、TFSC 又は他の第三者に損害を与えた場合、設置者は業務代行者と連帯して TFSC 又は他の第三者の損害を賠償するものとします。
6. 設置者は、業務代行者を変更する場合は、事前に TFSC に申し出し、TFSC の承諾を得るものとします。
7. TFSC は、本規定に基づく業務の全部又は一部を、トヨタファイナンス株式会社等の第三者に委託できます。

第6条（契約終了後の処理）

1. 本契約が終了した場合でも、本契約終了日までに利用された充電サービスは有効とし、設置者及び TFSC は、当該充電サービスを本規定に従い取り扱うものとします。ただし、設置者、TFSC 間で別途合意がある場合はこの限りではないものとします。
2. 本契約が終了した場合、本仕様書第 17 条の定めにかかわらず、TFSC は、利用者から充電利用料の支払を受けるまでは、設置者に対する充電利用料相当額の支払を留保することができるものとします。なお、この場合には、TFSC は設置者に対して遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。また、TFSC が、利用者からの支払を受けることができないと判断した場合には、充電利用料相当額の支払を拒絶することができるものとし、既に支払済の場合には、設置者は、当該充電利用料相当額を直ちに返還するものとします。
3. 設置者は、本契約が終了した場合には、TFSC 所定の手続きを行うものとします。
4. 前二条又はその他の事由により、本契約が終了した場合でも、終了までに発生した充電利用料相当額及び TOYOTA Wallet 決済手数料の精算は本規定に基づき実施し、当該精算に係る条項及び前条は存続するものとします。

第7条（相殺）

設置者が TFSC に対し債務がある場合には、TFSC は設置者に支払うべき充電利用料相当額をもってこれを相殺することができるものとします。

*本規定は、2022年3月現在のものです。

以 上